

5. 役員及び職員の給与費の明細 (単位：円、人)

区 分	報 酬 又 は 給 与		退 職 手 当	
	支 給 額	支 給 人 員	支 給 額	支 給 人 員
役 員	(58,140) 17,393,289	(-) 1	(-) 464,517	(-) 1
職 員	(31,473,703) 289,970,987	(14) 44	(-) 1,921,186	(-) 1
計	(31,531,843) 307,364,276	(14) 45	(-) 2,385,703	(-) 1

- (注1) 役員に対する報酬等の支給基準は、全国健康保険協会役員報酬規程及び全国健康保険協会役員退職手当規程によっております。
- (注2) 職員に対する給与及び退職手当の支給基準は、全国健康保険協会職員給与規程及び全国健康保険協会職員退職手当規程、全国健康保険協会契約職員給与規程、全国健康保険協会臨時職員給与規程によっております。
- (注3) 支給人員数は、年間平均支給人員数を記載しております。
なお、健康保険勘定、船員保険勘定を兼務する役員及び職員の報酬又は給与、退職手当については、各勘定に共通する経費として按分計上しておりますが、支給人員数は全て健康保険勘定に含めて記載しております。
- (注4) 非常勤の役員及び職員は、外数として () で記載しております。

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項の規定により次の免許状は失効した。
平成30年9月4日 愛知県教育委員会

1 失効した免許状

(1) 氏名及び本籍地 深谷 勝義、愛知県

(2) 免許状の種類、番号、授与年月日及び授与権者

ア 高等学校教諭1種免許状 地理歴史、平08高1種第1769号、平成9年3月31日、岐阜県教育委員会

イ 高等学校教諭1種免許状 公民、平08高1種第1770号、平成9年3月31日、岐阜県教育委員会

ウ 中学校教諭1種免許状 社会、平08中1種第1647号、平成9年3月31日、岐阜県教育委員会

エ 小学校教諭1種免許状、平08小1種第1510号、平成9年3月31日、岐阜県教育委員会

2 失効年月日 平成30年7月13日

3 失効の事由 教育職員免許法第10条第1項第1号該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢不詳、推定年齢40歳前後位の男性、身長約178cm、体重約87kg、黒髪短髪、着衣は黒色半袖ポロシャツ、白色長袖Tシャツ、黒色作業ズボン、白色靴下、白色スニーカー、所持金品は現金、鍵、ライター

上記の者は、平成30年7月3日午前10時48分頃、水戸市根本3丁目759番地川又方北方約220メートル先那珂川内で発見されました。身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管しております。心当たりの方は、当市生活福祉課まで申し出てください。

平成30年9月4日
茨城県 水戸市長 高橋 靖

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、60～70歳の男性、身長約160cm、白色カッターシャツ、白色Tシャツ、黒色長ズボン、パンツ、靴下、メガネ、腕時計、紺色リュックサック（白色ジャンパー、黒色Tシャツ、パンツ）

上記の者は、平成30年7月13日、久留米市城島町江上上228番地2にて発見されました。死亡推定日は、平成30年4月上旬（推定）です。身元が

確認できないため、火葬に付し、遺骨を当市納骨堂に安置しています。心当たりの方は、当市健康福祉部生活支援第1課まで申し出てください。
平成30年9月4日
福岡県 久留米市長 大久保 勉

公示送達

田野都市計画事業南原土地区画整理事業における換地処分通知書の送付に代わる公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定による田野都市計画事業南原土地区画整理事業に係る平成30年6月20日付換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので（又は送付したが受領を拒まれたので）、同法第133条第1項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を下記のとおり公告します。

平成30年9月4日
田野都市計画事業
南原土地区画整理事業
施行者 宮崎市
代表者 宮崎市長 戸敷 正

- 1 通知書の送付を受けるべき者
- (1) 住所 福岡県福岡市中央区春吉2丁目18番8-508号
氏名 古賀 昭成
- (2) 住所 兵庫県神戸市兵庫区下三条町1番地11号巽建設内
氏名 松岡 重博
- (3) 住所 福岡県北九州市小倉北区黄金2丁目4番19-103号
氏名 竹下 正一
- (4) 住所 東京都渋谷区幡ヶ谷2丁目14番14号カーサシダ102
氏名 房野 康徳
- (5) 住所 東京都世田谷区駒沢3丁目14番3号コートドウ矢野202
氏名 矢野 守康
- (6) 住所 宮崎県宮崎市田野町乙9417番地
氏名 安藤ツルエ
- (7) 住所 住所不明
氏名 南原耕地整理組合

- (8) 住所 宮崎県宮崎郡田野村甲2815番地1
氏名 田野村農業会
- (9) 住所 住所不明
氏名 小村八十七

2 通知の内容

土地区画整理法第103条第1項の規定により、田野都市計画事業南原土地区画整理事業の換地計画において定められた別紙明細書及び換地図のとおり、換地処分をします。

※換地処分後において権利が消滅するだけの者に対しては、通知書本文の「及び換地図」を削除して通知しています。

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に宮崎県知事に審査請求をすることができます（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第19条に規定されています。）。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であってもこの処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮崎市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 上記1の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮崎市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。
- なお、別紙の掲載は省略し、それらを宮崎市田野町乙7709番地5の掲示場所において掲示しています。